

袋井市可睡斎・常林寺における フィールド研修

益田 紗由美・八重樫 奈月・井上 真美・荻 恵里子

1. 可睡斎・護国塔の姿と記念事業

はじめに

本稿は平成27年(2015)9月6日におこなった、静岡県袋井市にある萬松山可睡斎・護国塔の調査について報告するものである。13時ごろに可睡斎に到着し、斎主のご挨拶と可睡斎にある文化財の説明をうかがい、その後実際に護国塔などを見学した。護国塔について事前に調査したことを含め実際の護国塔の様子、文化財の再発見・文化振興の取り組みを中心に報告する。

護国塔に関する事前調査

(1) 護国塔について

護国塔(写真1)は明治44年(1911)に完成したもので、静岡県指定の文化財となっている。これは日露戦争の戦死病没者を弔うために、日置黙仙(西有穆山の隨身)が同志とともに発案したものだ。明治39年から「護国塔建設会」によって竣工に向けた本格的な活動が開始された。日置は賛成者を求めて全国を巡り、護国塔建設会に手配させて忠死者の法諡を集めさせ、さらに忠死者の亡くなった地の砂を持って帰って護国塔の下に埋めようと戦場も巡った。日置は非常に気宇壮大で、行動力に富んだ人物であったために、このような行動ができたのだろう。設計は伊藤忠太で、建物の様式はガンダーラ様式であった。予算は当時のお金で10万円だったものが、最終的に17万円になったため、資金集めには苦労したようである。

全国的なプロジェクトであった護国塔の組織面としては、建立の前年に建設のために「護

国塔顕忠会」が組織され、建立後は「遠州可睡斎護国塔協賛会」が組織(事務所は可睡斎に設置)された。この組織は5周年式典の開催や護国塔に祀られている戦没者遺族に参拝の案内状を送付するなど活動した。

このあたりの内容は、到着時のご挨拶や、袋井市にあるタカ設計一級建築士事務所に勤める一級建築士、鈴木敬雄氏のお話の中でもうかがった。

(2) 護国塔建立100周年記念事業について

平成23年(2011)11月、可睡斎にて「伊藤忠太 可睡斎護国塔100年展」が開催された。護国塔は長らく注目されてこなかったが、その再発見・再評価の糸口となったのは、建築界における伊藤忠太への注目である。もともと建築学は近代日本の建築には注目してこなかったが、近年見直され、明治の日本に建築という言葉を広めた伊藤にもスポットが当たったのだ。ちょうど護国塔も100周年を迎えるということもあり、先に述べた展覧会や講演会、児童参加の写生大会が開かれたのである。また開催された市民講座等の内容を記録した「護国塔通信」や、『可睡斎護国塔物語』(2013)の刊行もおこなわれた。

この時の活動の中心となったのが、地元有志が集まって結成された「伊藤忠太・可睡斎護国塔100年展実行委員会」であり、これが活人剣碑再建を牽引している「袋井まちそだての会」の母体となっている。

護国塔見学及び質疑応答による調査

到着してしばらくお話をうかがったあと、13時45分くらいから鈴木氏に解説していただきつつ実際に護国塔の見学をおこなった。鈴木氏によると、本来は現在の護国塔



写真1 護国塔



写真2 護国塔の入口手すり



写真3 遺品類

の大きさの1.8倍くらい大きく設計されており、予算の関係で半分の大きさで建設されたのではないかとのことだった。さらにもともとは石造でつくられる予定であったが、同じく予算の問題で鉄筋コンクリート造りになったという。何本かの柱のみで建物全体を支えるため、現代の建築の考え方からすると華奢なつくりに思われるが、建設地の地盤が固いため問題ないとみなされたようである。設計は伊藤、構造担当は佐野力で、二人は同郷であった。表面の仕上げはすべて洗出という技法が用いられ、このことは当時左官屋であった松浦さんという方が保管していた資料によって明らかになった。漏水があったため、何度か補修工事が施され、つくられた当初とは表面の印象が変わっている。

ガンダーラ様式のデザインになったのは、伊藤がシルクロード・ヨーロッパ・アメリカへの二年間の旅行に行ったことが要因の一つだと考えられている。このような経験や、伊藤の持つ妖怪好きといった趣味によって、伊藤のデザインは特殊なものになっている。具体的には護国塔の入口にある狛犬のような不思議な生き物の像などだ（写真2）。また寺田守氏によると、建設当時、五重塔にするかガンダーラ様式にするかで意見が分かれたが、五重塔では「苦勞が重なる」というイメージがつくため、伊藤のデザインが採用されたという。

護国塔では、毎年慰霊祭がおこなわれていたが、遺族の高齢化に伴って護国塔のある場所まで登ってくるのが不可能になり、集まる人々が少なくなった。そのため現在は本堂で慰霊祭がおこなわれている。慰霊祭では、護国塔自体に入ることはなく、護国塔の前にある広場に人々が集まっておこなわれていた。

昔は付近に駄菓子屋や茶店などがあり、子供の遊び場になっていた。また写生大会が開かれるなど、護国塔は人々の憩いの場になっていたようである。現在は成長した周りの木々によって護国塔は覆い隠され、今の子供たちにはあまり知られないものとなっている。

護国塔の内部には、中心に「戦死病没諸精霊」と彫られた大きな碑があり、3体の仏像

や多くの卒塔婆がそれを囲むようにして立っている。また兵士のヘルメットや日本国旗など、戦争の遺品らしきものが置いてあった(写真3)。現在はスチールでつくられている扉だが、もとは木製であつたらしい。下層の部分には裏から入ることができ、納骨堂のようになっているという。

16時ごろからは質疑応答の時間を設けていただいた。

護国塔というものがどのような意図でつくられたのかという疑問に関して、「東の靖国、西の護国塔」という言葉をあげ、靖国神社と同規模の戦死病没者慰霊の建物をつくるつもりであったと語られた。また護国塔の建設に際しては神道からも寄付を受けており、慰霊という目的のために宗教・宗派の考えを超えて協力を得られていたことがわかった。

調査を終えて

護国塔のような、一度は地域からも忘れ去られかけた文化財の再発見・再評価は非常に大切なことである。再建への思いは地域の活性化や文化振興などさまざまであるが、このような袋井の例を他の近代遺産の再発見に活かしていくことが重要ではないかと感じた。

また再建して終わり、ではなく、これから未来の世代へどのように文化財を引き継いでいくか、知識を伝えていくかを考えることも、文化財の保存という目的のためには必要なものではないかと考えられる。(益田)

【参考文献】

可睡齋・伊藤忠太 可睡齋護国塔 100年展実行委員会(2013)『可睡齋護国塔物語』可睡齋・伊東忠太 可睡齋護国塔 100年展実行委員会

2. 可睡齋活人剣碑の再建事業について

はじめに

萬松山可睡齋は、袋井市にある曹洞宗の寺院である。その境内に立つ活人剣碑は、日清戦争時の清朝全権使節李鴻章と日本陸軍軍医佐藤進の友好を伝える、剣の形をした記念碑(写真1)であったが、太平洋戦争時に剣の部分が金属供出で失われ、基壇のみの状態で現在も保存されている(写真2)。その活人剣碑について、平成24年(2012)ごろから再建に向けた協議が進められ、平成27年9月26日、可睡齋において活人剣碑の立剣式がおこなわれ、完成した新たな碑(写真2)が披露された。ここでは、この再建事業を中心に、新旧活人剣碑の保存と活用の取り組みについて報告する。

可睡齋を訪問したのは、研修1日目の平成27年9月6日である。13時40分ごろから、「袋井まちそだての会」の寺田守氏(袋井市議会議員)と鈴木敬雄氏(一級建築士)および可睡齋の僧侶の方に、可睡齋境内を護国塔と活人剣碑を中心に案内していただき、その後は本堂や御真殿、宝物館など、館内を見学させていただいた。

15時30分ごろからは、可睡齋館内の会議室にて、兼子春治氏(袋井市議会議員)より袋井市の他の文化財についての説明を受け、続いて16時ごろから、寺田氏と鈴木氏に質疑に応じていただいた。以下、研修にあたって事前に調べた内容と、寺田氏や鈴木氏にうかがった話をまとめていく。

活人剣の概要

(1) 活人剣の逸話

明治28年(1895)3月19日、前年に勃発した日清戦争の講和条約を締結するため、清朝の全権使節として、李鴻章が下関に来着した。李鴻章は道光3年(1823)安徽省合肥の生まれで、当時は北洋大臣および直隸総督として、清朝の外交を主導していた。講和談判の日本側の代表者は、伊藤博文と陸奥宗光である。翌20日から交渉がおこなわれ、3月24日の会合の帰途、李鴻章の遭難事件が発生した。

李鴻章は、割烹「春帆楼」での会合を終え、宿舎の引接寺に戻る途中、小山豊太郎という26歳の青年に狙撃される。命に別状はなかったが、左頬に銃弾をうけ、その銃弾は顔に留まったままであった。そこで、李鴻章の治療にあたるよう明治天皇より命じられたのが、当時陸軍軍医総監であった医師・軍医師の佐藤進である。

佐藤進は、弘化2年(1845)現茨城県常陸太田市に生まれ、22歳の時、順天堂の堂主であり外科医として名を馳せていた佐藤尚中の養子になった。事件当時は広島軍病院に勤務しており、その外科技術が卓越していたことはもとより、明治天皇からの信頼も厚かったようである。治療にあたっては、李鴻章の老齢を配慮して弾丸の摘出はおこなわず、顔面に包帯を巻いたまま講和談判を続けることとなった。それでも李鴻章は、佐藤進の治療に大いに満足したという。

佐藤進による治療中、李鴻章との雑談の中で、次のような話があった。佐藤進が常に軍服帯刀しているのを見て不思議に思った李鴻章が、「総監戦ふことを知るか」と尋ねる。佐藤進は、「余は戦ふことを学ばず、余が手にする所の刀は是れ殺人刀にあらずして活人刀なり」と即答した。この当意即妙な答えは、李鴻章をいたく感動させたという。

なお、佐藤進とともに李鴻章の治療に関わった石黒忠憲の回顧録によると、「通訳の羅庚齡なる人物が出てきて、治療時に李鴻章の言葉を伝えている。また当時の電報によると、下関に赴くにあたって随行させる通訳二名について、先に清朝の使節として来日していた張蔭桓に李鴻章が打診したところ、張蔭桓は羅庚齡と盧永を推薦した。そのため羅庚齡は随員として同行しており、それは李鴻章が提出した随員リストからも確認できる。活人剣のこの問答も、彼が通訳して日本語でおこなわれた可能性が高いと考える。

その後4月12日、佐藤進は診察後に、東京の某新聞に掲載されたとしてある漢詩を李鴻章に示した。以下はその後半部分である。

世上皆推医国手
腰間常佩活人刀
蓬萊自有長生葉
不向瑤池偷碧桃

(訓読)

世上皆推す、国を医すの手
腰間常に佩ぶ、人を活すの刀
蓬萊自づから有り、長生の葉
瑤池に向はず、碧桃を偷まんに

治療のため中国に帰らなくとも、「活人刀」を帯びた佐藤進が、李鴻章を完治せしめるとの意になる。少なくとも李鴻章本人は、佐藤進が自身のことを語り、自分との関係を述べたものだと思ったのではないか。次に示すのは、この漢詩を読んで感心した李鴻章が、自らも思うところを詩に詠んで、佐藤に贈ったものである。

老年秉節赴東瀛
願化干戈見太平
盟約重申同富弼
伏戎一擊鄙荊卿
奇才医国君無敵
妙手回春我更生
待乞宝星邀上賞
緑章歸去達通明

(訓読)

老年節を乗り、東瀛に赴く
願はくば干戈を化して、太平を見ん
盟約の重申、富弼に同じうす
伏戎の一撃、荊卿を鄙とす
奇才国を医す、君に敵無し
妙手春に回す、我更生す
待て、宝星を乞ひ、上賞を邀ふるを
緑章もて歸去し、通明に達せん

自身の治療にあった佐藤進の手腕を賞し、刺客が全権使節の李鴻章を襲ったことによって脅かされた日本も、その手腕のおかげで救われたとする。最後に、顛末を書き記して帰国し、清朝皇帝に上奏すれば、きっと勲章・重賞があるから待っているようにと述べている。佐藤進への褒賞は、光緒21年3月26日(明治28年4月20日)に上奏され、その2日後に上諭が下ったことが、清朝の史料から確認できる。

その後の両人の交流については史料では確認できないものの、李鴻章および清朝皇帝から佐藤進に贈られた物品については、学校法人順天堂などによって保存されている。また、石黒忠憲の回顧録によると、明治29年に李鴻章は、欧州周遊の帰りに横浜に寄港した際、

石黒忠憲と面会している。あるいはこの時に、李鴻章と佐藤進の間でも、何らかのやりとりがあった可能性が考えられる。

(2) 活人剣碑の歴史

活人剣碑は、明治31年、佐藤進の偉業を顕彰するとともに、日清戦争で亡くなった両国戦死者の霊を弔い、平和を祈念するために建立された。先に述べた李鴻章と佐藤進の問答の逸話が当時の日本国内で評判となり、可睡斎の第48世日置黙仙斎主がこの話を長く後世に伝えたいとしたことが、建立のきっかけとなった。刀剣を模した高さ6メートルほどの記念碑で、設計は前田香雪によるものであり、刀身は高村光雲が彫刻を手がけている。基壇は、活人剣の問答が文武両輪に渡っていたので車輪型に組み、大内青巒が碑の建立にあたって寄せた文が刻まれた。

活人剣碑が、下関や佐藤進の故郷ではなく静岡県袋井市の可睡斎に建立されたのは、佐藤進が可睡斎で禅の修行をしていた縁によ



写真2 現在の活人剣碑

る。佐藤進は、可睡斎の第47世西有穆山斎主を師と仰いでいた。

ところでこの活人剣碑は、高村光雲の手になる刀身の部分が金属製であったために、太平洋戦争時に供出されてしまった。そのため、長らく石造の基壇と李鴻章の詩碑のみが残った状態となっていたのである。

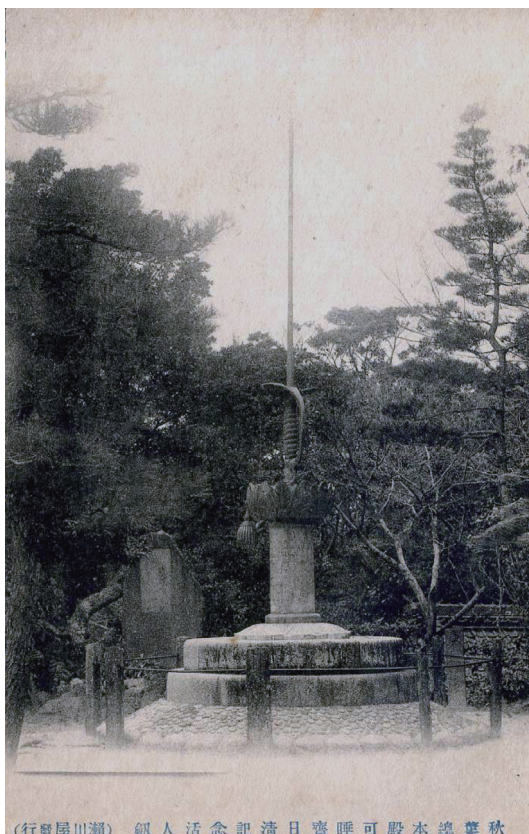


写真1 建立当初の活人剣碑

(絵はがき、袋井市教育委員会所蔵、発行年月日未詳)



写真3 新たに完成した活人剣碑

活人剣碑の再建事業

(1) 再建事業の概要

はじめに、本報告で扱っていく活人剣碑新造の取り組みを「再建」と述べることにに関して検討したい。この取り組みを「再建」事業とすると、明治31年に建立された活人剣碑が再現・新造されると受け取られることも予想される。しかし、現在一部残る本来の活人剣碑が全て忠実に再現されるものではなく、剣の部分にはもとの碑と異なるデザイン・設計も多く見られ、基壇部分は現存する基壇とも異なるデザインとなっている。聞き取りの際にも、今回つくるのは「新しい平成の活人剣」であるとうかがった。一方で、本来の活人剣碑のデザイン・設計については、碑の全身を写した写真以外に資料が残っていないという事情がある。また、デザイン等が多少異なっても、新しく活人剣碑をつくることで一部現存する本来の碑へも相当の関心が向けられ、李鴻章と佐藤進の逸話や、活人剣碑を建立したかつての活動がより広まることも期待される。以上のことを考慮し、本報告ではこの取り組みを「再建」と述べることにしたい。

なお、以下では、明治31年につくられ基壇のみ現存している本来の活人剣碑を「旧碑」、今回の事業で新造された活人剣碑を「新碑」と表記する。

今回の研修では、活人剣碑の再建事業について、先にも名前をあげた「袋井まちそだての会」（以下、「まちそだての会」と表記）の方にお話をうかがった。この会は、平成23年に可睡齋境内の護国塔が100周年を迎えるにあたり地元有志が集まって結成された、「伊東忠太・可睡齋護国塔100年展実行委員会」が母体となって発足したものだという。平成24年からの3年間は、袋井市の「協働まちづくり事業」の採択を受けていた。代表は、静岡県教育長を務めたこともある遠藤亮平氏である。「協働まちづくり事業」の採択事業一覧によると、まちそだての会の事業概要は、活人剣碑を中心に、袋井市内の文化遺産についての学習機会を提供するというもので、具体的には公開講座や勉強会を開催することとしている。

さらに、平成26年、まちそだての会・可睡齋・順天堂は、株式会社 ESPAD をコーディネーターとし、袋井市および袋井市教育委員会の協力を得て、「可睡齋活人剣碑再建委員会」を発足させている。

ネーターとし、袋井市および袋井市教育委員会の協力を得て、「可睡齋活人剣碑再建委員会」を発足させている。

そもそも活人剣碑が文化財として再発見、再評価されたきっかけは、平成23年、可睡齋護国塔の建立100周年記念諸事業の際に、書道家の大谷青嵐氏から、護国塔の次は活人剣碑を見直すべきという旨の話があがったことであったという。氏は、袋井市出身で静岡県書道連盟副会長も務めており、書を通じて中国とも交流があったらしい。再建にあたっては、新碑の題字も手がけている。大谷氏の提案により、それまでほとんど見向きもされていなかった活人剣碑が文化財として見直され、碑の再建と旧碑の整備がおこなわれることとなったようだ。

今回の碑の再建と旧碑整備は、全予算が約3500万円であり、そのうち、旧碑の整備には約700万円があてられるという。費用の大部分は寄付でまかなわれ、新碑の基壇部分については市からの補助金による。寄付は、可睡齋と学校法人順天堂のほか、再建事業の関係者、袋井に縁のある企業、順天堂大学の同窓会関係などからなされた。

また、今回の事業にあたって、平成26年9月に、まちそだての会と可睡齋齋主など30人ほどで、李鴻章の故郷合肥を訪問したというお話もうかがった。これも、大谷青嵐氏の提案であったという。かねてより中国と交流があり合肥に訪問したこともある大谷氏から、故郷合肥では李鴻章への評価が高いという話があったようだ。活人剣碑が李鴻章の逸話によるものである以上、まちそだての会でも合肥を訪問したいという思いは以前からあったらしい。合肥では、李鴻章の墓と家を訪れたとうかがった。研修当日には詳しくうかがうことができなかったが、話にあった「李鴻章の家」とは、安徽省重点文物保護単位に指定され今では合肥の観光地として有名な「李鴻章故居」のことであると思われる。そこでは職員の方とお話をする機会もあり、活人剣碑について関心を持っていただけたようであったという。

(2) 設計およびデザインについて

今回再建された活人剣碑は、剣の制作が金工作家の宮田亮平氏、基壇の設計は建築士の

藤江通昌氏、基壇の施工は袋井市の丸明建設株式会社による。宮田氏は、イルカをモチーフとした「シュプリングエン」シリーズなどの作品で、「宮田亮平展」(個展)をはじめとして、国内外で多数の展覧会に参加している。現在、東京藝術大学学長であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックのエンブレム選考に向けた準備会の座長も務める。藤江氏は、静岡県出身の一級建築士で、株式会社ESPAD 環境建築研究所の代表取締役である。

剣の制作については、再建が決まった当初から、関係者間で金属彫刻の第一人者である宮田氏に依頼したいという話があったという。さらに、基壇の設計に関して名前のあがっていた藤江氏について、宮田氏と以前より親交があったことがわかったため、両氏に依頼することに決まったようだ。

剣のデザインは、明治神宮所蔵の明治天皇の佩刀を参考に、宮田氏が考案したものである。剣の台座の部分には、もとの碑を参考にしつつ牡丹とイルカの彫刻が施されることとなった。牡丹は、可睡斎が牡丹の寺としても有名であり、中国人が好む花であることから用いられている。イルカは、宮田氏が生涯の作品のモチーフとしていることに加え、日中友好の懸け橋をイメージしてのものであるのだという(写真3)。

(3) 観光資源としての取り組み

今回新しく活人剣碑がつけられたが、旧碑の基壇とそのそばに建つ石碑は、今後も今の場所で保存していくそうだ。そのため、旧碑に刻まれている言葉や、石碑に刻まれた李鴻章の七言律詩などは、新碑に刻んだり案内板に載せたりはしないという。また、旧碑は可睡斎中心部のお堂が立ち並ぶ区域からは少し離れた場所に建っている。周囲を雑木に囲まれ、足下は不安定であり、大雨の際にそばの崖が一部崩れているなど、観光資源としての立地環境は好ましくないといえる状態であった。

このように聞き取り時には、旧碑の整備は今後の課題であるとのことであったが、後日、旧碑周辺の整備がおこなわれたとの連絡をいただいた。工事は2015年11月におこなわれ、聞き取りでうかがったとおり、足下が不安定であった碑の周囲には、白い砂利が敷か

れたようである(写真4)。

また聞き取りでは、新碑をみた観光客に旧碑の方にも足を運んでもらえるよう、新碑の紹介のしかたを工夫するつもりであるとの話もうかがった。新碑が建立されたのは可睡斎山門のすぐそばであり、可睡斎を訪れた観光客は必ず目にする立地になっている。より多くの人に碑を見てもらえるように、もとあったモミジを移動させて場所を確保したということであった。ただ、今のところ、どのように旧碑に観光客の足を向けさせるかについては、具体的な方策は決まっていなかった。今後は、新碑を利用していかに旧碑を紹介していくかが重要であるのではないかと考えられる。

また、活人剣の逸話は、日本人軍医の佐藤進と中国人政治家の李鴻章との友好関係を伝えるものであることから、外国人観光客、特に中国人向けの案内も検討されている。具体的には、QRコードなどを利用して、中国語や英語での紹介文も提供できるようにするなどの案が考えられているようだ。

おわりに

今回の研修では、一部現存する文化財をそのまま残しつつ、その失われた部分を補って新たなものをつくるという、文化財の積極的な活用の事例をみることができた。その中では、旧活人剣碑の整備や活用など、文化財としては今後の課題もいまだ多々残されているのではないかと印象も受けた。また、今回調査した再建事業は、他の廃れつつある文化財に対して、どのようにそのモデル事業としていくかという点も重要であるのではないかと考える。活人剣碑については、その活用の行方に今後も注目していきたい。(八重樫)

【参考文献・URL】

- 石黒忠憲(1983)『懐旧九十年』岩波書店
 伊藤博邦監修・平塚篤編(1982)『伊藤博文秘録』原書房
 岡本隆司(2011)『李鴻章—東アジアの近代』岩波書店
 岡本隆司(2013)「李鴻章詩一題」『図書』770
 国家清史編纂委員会・文献創刊(2008)『李

鴻章全集』16 奏議（十六）・26 電報（六）、安徽教育出版社

谷紀三郎編（1914）『佐藤男爵』谷紀三郎
中国近代史資料彙編（1972）『清季中日韓關係史料』第7巻、中央研究院近代史研究所
陸奥宗光著・中塚明校注（1983）『新訂蹇蹇録』岩波書店

森田美此（1981）『外科医 佐藤進一近代日本の歩み メスで支える』常陸太田市
ESPAD 環境建築研究所ブログ「可睡齋活人剣の再建 2015年9月24日」<http://espad.exblog.jp/21675320/>（2015年11月7日最終閲覧）

ESPAD 環境建築研究所ブログ「活人剣碑立剣式 2015年10月2日」<http://espad.exblog.jp/21700895/>（2015年11月7日最終閲覧）

「袋井市ホームページ」<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>（2015年11月7日最終閲覧）



写真4 整備後の状況

3. 可睡齋の成立と近世における僧録司としての役割

はじめに

9月6、7日に、フィールド研修の調査地として可睡齋へ赴いた。可睡齋（正式名称は「万松山可睡齋」）は、静岡県袋井市にある曹洞宗寺院で、徳川家康との関わりがある寺院としても有名である。伽藍としては山門（写真1）、本堂（写真2）、僧堂（写真3）、大黒殿、御真殿、開山堂、高祖廟、瑞龍閣などがあり、現在でも雲水（修行僧）が参集し、修行場として使用されている。また、ぼたん園や紅葉、さぎ草が有名であり、他にも宿坊で精進料理を食べることができ、写経や坐禅を体験できる観光地としての側面もある。筆者もフィールド研修に際して精進料理を食し、7日の早朝には勤行に参加させていただき、修行空間としての一面を垣間みることができる。

さて、その成立に関しては、可睡齋のパンフレットによると、可睡齋第11世の仙麟等膳が幼い徳川家康を救ったことを中心に、その後浜松城に招かれた等膳が家康の前で居眠りしたことから「可睡齋」と寺号が改められたとの伝承があることが有名である。しかし、その成立や近世の可睡齋の変遷はあまり明らかにはされていない。そのため、本稿では可睡齋の成立から近世の可睡齋が担っていた僧録司としての機能を中心に、その変遷を追ってみたいと思う。

可睡齋の成立

(1) 可睡齋関連史料

坂井1989によれば、現在、可睡齋には膨大な史料が残されており、それは大きく2つに分けられる。一つに可睡齋の由緒や法系などの文書や記録類であり、二つに僧録に関するものである。前者に含まれるものは「可睡齋起立并開山中興之由来略記」「御当家御先祖江御由緒譜・遠州上久野村万松山可睡齋略旧記」「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」といった由来譜¹⁾であり、今回可睡齋の成立をみるのに参考とした。住持については明治期に作成された「歴代年譜」を使用した。後者の僧録にまつわる史料は近世の可睡齋の役割を知るうえで重要な史料である。ここに含

まれる史料に関しては、第2節以降で詳述する。では、以下に随時史料を引用しながら創建の様子を見ていく。

(2) 可睡斎の創建

曹洞宗大本山總持寺の直末であり、東海地方随一の望刹と謳われた可睡斎の開基とされているのが恕仲天間である。恕仲は江州出身であり、父は真淵氏、母は藤原氏の人である。坂井 1989 によると、恕仲は応永初頭に、近江北端あたりに洞寿院を開創した。そこで僧衆の指導にあっていたが、法系が拡大したのち、遠州にて民衆への布教に尽力しはじめた。その後、世俗から離れるために、応永18年(1411)に大洞院を創建し、それが東海道地方を中心に、大源一派の本拠地となった。天間の門下から喜山・真巖・不琢・石叟・物外・大暉の6名が出ており、この6名がいわゆる大洞六派を形成した。その大洞院の末寺が可睡斎である。

さて、応永年中に後小松院が遠江国の久野城の傍にある一株の松の下に営まれた草庵、大通庵に飛錫した。この大通庵は、可睡斎第5世の大路一遵がその旧跡を発見し、そこに一字を営んだ。これが改号され、可睡斎となった〔史料1〕。大通庵が創建された一株の松は開山である恕仲が袈裟を掛けた松といわれている。つまり、実際の可睡斎の開創者は大路であったが、その位置が恕仲と関係のある場所であること、そして派祖であることから、恕仲が開基として追請したといえるのである。

では、可睡斎の創建時の様子が明らかになったところで、次に可睡斎の成立後からその変遷を簡単にではあるが追っていく。

可睡斎寺格の向上と住持

(1) 可睡斎の住持

さて、第2世は真巖道空であり、この法系である真巖派が可睡斎のなかで重要な位置を占めていたことは、その末寺の住持を真巖派から輩出していたことからも明らかであろう²⁾(表1)。これは真巖自身、可睡斎の開基である恕仲の直弟であり、また真巖の直弟である川僧慧済が創建した一雲斎の第4世大年祥椿の弟子が、前項で取り上げた大路である(なお、以下にみていく住持の法嗣関



写真1 可睡斎山門



写真2 可睡斎本堂



写真3: 可睡斎僧堂

係については、図1を参照されたい)。このことから、可睡斎の成立にあたって重要な位置を占めていたのが真巖派であったことが理由として挙げられよう。

また、大年と大路の師弟関係から、可睡斎は創建時では一雲斎の末寺であったが、のちの可睡斎末寺の一覧を見れば、一雲斎が可睡斎の末寺に位置付けられていることも、興味深い点である。これについては、鈴木 1993でも述べられているように、徳川家康が可睡

齋に僧録の職務を担うことを命じたことで、その寺格を上げる必要性が出てきた際に、一雲齋の世代牌を可睡齋に移させたことが、一雲齋と可睡齋の本末関係を逆転させた理由の一つとして挙げられよう。

可睡齋が大きな転換点を迎えたのは、はじめにでも若干取り上げた仙麟等膳が、11世住持を務めていたときのことである。等膳は家康の帰依を受けたことで有名である。とはいえ、等膳が家康を保護し、三河への脱出手助けした話〔史料2〕や「可睡齋」という寺名の由来となった「睡るべし睡るべし」という言葉は、鈴木1993によれば、現在では謬説であるとされ、それを記載している「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」も偽書として評価されていることに留意する必要がある。「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」の記述が、どこまで客観性を有するのか言及することは避けるが、等膳が家康から深い帰依を受けたことは紛れもない事実である。また、その帰依により等膳は三河・遠江・駿河・伊豆の4ヶ国の僧録に任命され、それに付随するように可睡齋の寺格は上げられた。そのため、先のような伝承が今も残されていることについては、評価する必要がある。

(2) 可睡齋の寺名とその前身

「可睡齋」という寺名がつけられたのは、等膳の話に関連したものというは誤りであり、鈴木1993によれば、大路が大通庵跡に一字を営んだ際にはその寺名がつけられていたとされる。等膳の話に触れたことにちなんで、その寺名について、ここで少し考察したい。

中世の禅宗寺院の寺名の最後につけられる漢字といえば「寺」「院・庵」「軒」が一般的であろう。寺がつくものについては、例えば可睡齋の本寺である總持寺のような、末寺・孫末寺を取りまとめる規模の大きな寺院が挙げられる。このような本寺として寺院では住持職を務めた僧が退院した後、寺内・寺外に遁世の場として草庵を営むことがある。これが塔頭と呼ばれるもので、「○○院」「○○庵」という寺名がつけられた。塔頭は本来であれば逝去した住持を務めた禅僧の卵塔を、その法系に属する禅僧が保護するための空間であった。しかし、それが次第に子院として

の側面を有しはじめ、住持が退院後、逝去するまで居住する空間となった。そして、玉村1988でも取り上げられているように、塔頭が法系の根拠地としての役割を果たし、そこに禅僧が集中したことで、一寺院としての規模を有したのであろう。塔頭は一般的に寺内に営まれるが、寺外塔頭と呼ばれるように寺域の外に営まれるものも存在した。第1節では何度か取り上げた大洞院などがその例に挙げられる。

では、「軒」と付くものはどのような寺院であろうか。これは塔頭内に営まれた草庵であり、いわば塔頭内に設けられた小型の塔頭のようなものである。禅宗寺院では塔頭の増加が問題視されており、その増加を防ぐため五山寺院では塔頭の造営数に制限が掛けられていたほどである。この制限を回避しつつ、塔頭を造営するために設けられたのが「○○軒」と呼ばれるものであった。曹洞宗寺院において、塔頭の増加がいかほどであったのかについては、本稿の内容から逸れるため、言及することは避けるが、「軒」がつく寺院がどのような規模のものであったのかは、これで明らかになるだろう。

さて、「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」によると、可睡齋は改号前には「東陽軒」という寺名が付けられており、もともとは塔頭内に設けられた子院のような存在であったことが予測される。そのため、寺域がさほど大規模なものではなかったことが、その寺名から明らかにすることができよう。しかし、この東陽軒については、詳らかになっていない部分が多い。

東陽軒のことをきさいする由来譜としては「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」のみであり、創建年数や開基については明らかではない。可睡齋の改号前の寺院がこの東陽軒であるのか、大路の創建した一字であるのか、もしくはこの大路が創建した一字が東陽軒であるのか、可能性としてはこの3つが挙げられよう。恕仲の草庵跡に大路が創建した一字と東陽軒が一致するのであれば、開基を大路とすることも可能ではあろうが、断言するのは些か困難である。それに加えて、「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」の記述には真偽が入り乱れていることも指摘されているという

ことは、先にも示した通りであるため、東陽軒の寺名の真偽性がいかほどか検討しづらい状況ではある。可睡齋という寺名が用いられていたのは大路のころからとされるため、年数にも開きがある。可睡齋という寺名への改号が、等膳のころであるとする点は誤りであることは確かであろうこと、東陽軒という寺名が用いられていたことは否定しきることができないことを踏まえる必要がある。

このような経緯を経て改号された可睡齋であるが、その語尾につく「齋」という文字はどのような意味を持っているのだろうか。「禅学大辞典」で「齋」の項目を引いてみれば、齋食つまり食事を意味する言葉であると出てくる。齋がつく用語をみれば、「齋堂」など食事にまつわるものが多い。これは禅宗寺院においては食事が修行の一つであると位置づけられていることに関連しよう。とはいえ、可睡齋が食事を摂る空間であったとは、その後僧録所を担うようになることからみても、断言できない。元来、寺名に齋の文字を含む寺院をみることは僅少で、具体例を上げるとすれば、一雲齋や等膳が家康に浜松へ呼び出されていた際にいた妙見齋がある。いずれも可睡齋と関連する寺院であり、その関係上可睡齋でも末尾に院や庵、軒といった文字をつけずに齋の字を付したのではないかと考えられる。

実際に可睡齋にて寺名が由来について尋ねてみたところ、明確な回答は返って来なかった。そのことを踏まえ、可睡齋の寺名については上記のような想定を挙げたい。

近世における可睡齋

(1) 僧録所としての可睡齋

第11世等膳が僧録所に任命された、可睡齋は僧録所としての役割を新たに付されたことは先に述べた通りである。僧録司³⁾といえば、臨済宗では相国寺鹿苑院院主、南禅寺金地院の崇伝がその職に就いていたことは有名である。可睡齋の僧録司は、鹿苑院院主や崇伝が五山系全ての寺院の人事などを取り扱っていたことと異なり、先述したが三河・遠江・駿河・伊豆4ヶ国の曹洞宗寺院を取りまとめていた。とりわけ、遠江は可睡齋の末寺が多く存在したことから、現在、僧録司

文書として伝えられているものは、末寺に関するものに限っていえば遠江のものが殆どである。では、可睡齋僧録が実際にどのような役割を果たしていたのか、数多く残る史料から数点事例を取り上げみることにしよう。

(2) 末寺の管理

近世において、可睡齋には89の末寺があり⁴⁾、その末寺について末寺、可睡齋から見れば孫末寺の管理も可睡齋がおこなった。「僧録司文書」の中には、そのような末寺に関する史料が多く残されている。その一例として竜秀院の事例をみていく。

竜秀院は遠江国長上郡有玉村にあった真巖派の寺院で、28の末寺を持つ、可睡齋の末寺の中でも比較的規模の大きな寺院である。以下に挙げる史料は、この竜秀院から隠居した芸国という僧が不行跡を犯したとして、可睡齋がその処分を取り計らっているものである。

竜秀院の小末寺からの口上によると、芸国の現住中、境内の竹木を伐採し、それを進物としていたこと、御影堂普請のための什物を入れないこと、賭博をおこなっていたことなど、全16ヶ条にわたって、芸国の不行跡が伝えられている〔史料3〕。

このような芸国の現住中の不行跡により、竜秀院は大きく衰廃することになったが、それでも先住に厳罰を求めることができなかったのか、芸国は罰として蟄居するに留まっていた。しかし、それすらも守ることができず、その10ヶ月後、芸国のあとに住持となった芸州を筆頭に4寺が芸国に厳罰を科すことを求めている〔史料4〕。これに対して、可睡齋はそれに応じた内容の掟書を出している〔史料5〕。そして、芸国へ申渡状が出され、その不行跡への処分が完了したのである〔史料6〕。

さて、このように可睡齋では末寺で起こった問題に対して、僧録所という権威をもって対応にあたっていた。末寺では寺院内で起こった問題に対して、一寺院では対処することができなかった場合、本寺であり、かつ僧録所として東海4ヶ国の曹洞宗寺院を管理していた可睡齋に、その対応を求める必要があったと言い換えることも可能であろう。可睡齋の影響力の大きさがうかがえる一例であ

る。

また、末寺の管理として、可睡齋から末寺に対して掟書が出されることもあった。掟書の内容を見てみると〔史料7〕、勤行・諷経など修行の懈怠や堂舎内での賭博・遊宴の禁止、住持の衣服に関する事項、本寺の指示に背かないことなど12ヶ条に及ぶ。修行の懈怠については、寺院の修行空間としての側面を守るべく出されたのだろうか。懈怠する僧がいたからこそ、そのような禁止事項が立項されたのだろうか。掟書の中には仏前寺中の掃除を怠らないというようなことも含まれており、その内容は非常に細やかなものであったことがわかる。これらの掟書に背いた場合は、本寺で検討したうえで、厳科に処されたのであるが、これについては先に見た芸国の例が、これに当てはまる事例である。

おわりに

さて、ここまで雑駁にはあるが、可睡齋の成り立ちと近世における僧録所としての役割について、具体的な事例を取り上げつつ考察した。最後に可睡齋と幕府との関係について取り上げ、終わりたいと思う。

僧録所としての役割が可睡齋に付されたのは、家康とつながりのあった等膳からであることは既に述べた通りである。等膳が僧録所に任命されたことで、可睡齋は僧録所となり、それが可睡齋を東海4ヶ国の中で有力寺院となることを助長したことは言うまでもないことである。さて、僧録所としての役割を可睡齋に付したのは、家康であり、ひいては徳川幕府であった。つまり、可睡齋は幕府の寺社奉行の命令を僧録所として管理範囲内にある寺院に下達する役割を負っていたのである。等膳から始まったこの僧録所としての機能が、可睡齋の地位を向上させたのである。南禅寺金地院も僧録司を担い、特に崇伝は家康のブレーンとして活躍していたことと比較すれば、可睡齋の僧録所として機能が及ぶ範囲は限られてはいたものの、その影響が東海地方では非常に大きかったことは、先に見た史料などから明らかなることであろう。また、寺院数を増加させていた曹洞宗寺院の管理をするにあたり、幕府としても可睡齋の僧録所としての側面は非常に重要視されていたと考

えられよう。

(井上)

【史料】

〔史料1〕可睡齋史料集編纂委員会編『可睡齋史料集第1巻 寺誌史料』1898年、思文閣「御当家御先祖江御由緒譜・遠州上久野村万松山可睡齋略旧記」

応永年中最初草創之地昔日大通庵者、改号而今之可睡齋也、

〔史料2〕『可睡齋史料集第1巻 寺誌史料』「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」

少し長いが、以下に家康と等膳との出会いから、三河への脱出までの手助けをしている部分までを引用する。なお、文中の返り点や句点などは『可睡齋史料集第1巻』によった。傍線については筆者の加筆である。

東照大権現様御幼少之砌、竹千代君与為_レ申時、駿州府中之城主今川治部大輔義元其比人質而被成御座節、義元父之菩提所同国内之慈悲尾増善寺与申曹洞宗古跡在之、依夫竹千代君折々乍御遊御越被成候砌、或時於_レ彼之境內_レ小鳥杯被為取殺生被遊候処を、増善寺住持奉見付、夥敷呵申也、依之竹千代君不屈に被思召、少御赤面而御立腹之様子相見給故、折節為_レ学問_レ衆寮等膳居合候而、余御痛間敷笑止奉存、早々走出、衆寮仁先竹千代君を奉_レ招請_レ、色々諫言被申上様者、定而殿者御幼少故、此寺之様子御存知之間敷儀与奉寮候、此寺者、殺傷禁断守護不入之地而御座候、(中略)其以後者、等膳寮江計折々御立寄被成、御遊被成候、等膳在所篠島者、参州岡崎江も路之程近最寄能候段、兼而被及聞召候故、等膳仁隠密竹千代君御頼被仰候趣者、其方能術働を以、何とそ近日篠島江連行而、岡崎城中江可致同道与、無他事被仰候、(中略)石橋氏族等五六人乗_レ舟来、駿河国清水口迄致着岸、竹千代君之御迎参候旨、等膳方江在_レ案内_レ、依之或夜其旨竹千代君江内通申上、則古葛籠奉_レ入_レ竹千代君_レ、等膳自奉_レ負、彼之清水口江五里程之路無_レ恙落行、則父之船竹千代君奉_レ移乗_レ、等膳同船而御供仕也、勿論如此海上落給故、努々誰不_レ知_レ之也、(中略)尤此外等膳儀此以後茂年来色々相働、御忠節之御奉公之儀雖有之、申伝而御座候、竹千代君御生長之後、段々被思召儘、追日御武運堅剛増々御智謀を以御勝利在之砌、参河遠

江駿河此三箇国最初歸_二御掌内_一故、遠州浜松之御城御在城之節、同国上久野村可睡齋無住故、(後略)

〔史料3〕可睡齋史料集編纂委員会編『可睡齋史料集第3巻 僧録司文書2』1993年、思文閣

竜秀院末十二カ寺返答書

相尋候ニ付竜秀院小末寺等口上之覚外_一相聞候儀共、詰問之下、面々返答一竜秀院隱居芸国現住之内、境内竹木伐荒し、浜松御家人衆ノ中江進物ニ被成候事、一現住之内、寺中之竹木ニ而上瀬村七左衛門ト申者江屋作被成遣候事、一現住之内、御影堂普請被成候得共、是ハ檀中祠堂金ニ而常什物ハ一切入不申候事、一現住之内、有来小方丈零落故、新ニ普請被成候得共、無間茂壳払被申候事、一隱居所之普請被成候所、竜秀院境内之竹木伐荒、隱居ニ不似御普請ニ而、竜秀院常什之費ニ罷成候事、(中略)一現住之内檀用等御座候而も、様子好旦家江者出被申、手前不勝手成檀中江者曾而出候、夫故小末寺共も夥敷迷惑仕候、其上施物之多少度々御呵被成、是又小末寺共迷惑毎度御座候事、(中略)一現住之内、博奕数寄被申、近所・遠方之勝負人共相集、慰被申候事ハ檀中ニ隠れ無御座候事、一隱居以来去年迄、隱寮之寺中ニの場を構、毎々在家を相集の会被致候、其外脇々江茂の会ニ被出候得共、旧冬_一相止候事、一退院以来浜松御酢屋方江四五十兩余之買懸リ御座候由承候、此儀茂畢竟物竜秀院三ッ字之難儀ニ可罷成と、氣之毒ニ奉存候事、一現在之内、年久敷修覆・建立之儀不被成候得共、[当]現住へ大分之借金、無尽懸け返し渡被申、夫故竜秀院御勝手次第ニ不自由ニ罷成、三ッ字之為ニ大悪住ト乍恐奉存候事、(中略)

享保四己亥年

霜月十九日(後略)

〔史料4〕『可睡齋史料集第3巻 僧録司文書2』

差上申一札之事

一拙寺隱居芸国儀、現住之内物勿論退院以来万端不行跡、其上先師以来如毛髮大切ニ植置

候四壁之竹木、無故而伐荒、剩御門中並無之過料之隱免、竜秀院三ッ字之衰廢、年来世間之流言被聞召、今度小末寺等被召出、御詰問多年之流言与致符合、夫故急度宗門之嚴科ニ可被所之处、御宥免[ニ而]、当分蟄居被仰付候、然二年来之我儘故蟄居を茂不相守、浜松辺其外脇々江茂往来仕候段、早速達尊聽、今度物増前科重科 可被仰付候得共、法類中達而御訴訟申上候得者、以御憐愍御放免被成下、法類共一同ニ叵有奉存候、就夫向後隱居平日之行履御掟被仰出候次第、一法類中依願、竜秀院隱居分ニ致赦免置事、但シ、尋常無故隱居与同前ニ心得間敷事、(中略)

一向後竜秀院小末寺并ニ檀中江一切指揮停止之事、

一[於隱寮]看經誦經之外、世間出頭停止之事、(中略)

一向後竜秀院境内竹木伐申間敷事、(中略)

右御掟之通法類共一同ニ奉畏候、若向後御掟ニ違背仕候ハ、隱当者不及申上、連印之寺院俱ニ被召出、御吟味之上何分之曲事ニ茂被仰付候、其節一言之御訴訟申上間敷候、為後証連印一札如件、

竜秀院

享保四己亥年

芸州(印)

十二月十八日

竜泉寺

良久(印)

連城寺

特牛(印)

宗安寺

海印(印)

〔史料5〕『可睡齋史料集第3巻 僧録司文書2』

隱寮掟

一法類中依願、竜秀院隱居分ニ致赦免事、

但シ尋常無故隱居与同前ニ心得間敷候、

一隱寮[米]御定俵拾弐俵、現住_一方請取可申事、

一向後竜秀院小末寺并檀中江一切指揮停止事、

一於隱寮看經・誦經之外、世間出頭停止之事、一於隱寮不似与在家混雜無用之事、(中略)

一向後竜秀院境内竹木伐取間敷事、

一地蔵堂之儀者、早速竜秀院境内へ引取可申事、

右之〔通〕今度召出可申聞候得共、了簡有之故書付を以申渡候、右ヶ条之通急度可被相守者也、

可睡齋(印)

享保四年亥十二月十八日 竜秀院隠居

芸国(印)

〔史料6〕『可睡齋史料集第3巻 僧録司文書2』

申渡条々

一其寺隠居芸国長老事、現住之内者勿論、退院以來法外不如法之行履数年相聞候、別而至今今年二喧敷風聞有之間難捨置、其寺小末寺等召出、年来之流言与符合致哉否、十六ヶ条を以儼令詰問処ニ、異口同音大同小異之返答、流言与不相違令符合畢、詰問ヶ条之云云尋常不似知識分上心底、為令忘却法体染衣之本心致形者、畢竟竜秀院三ツ字之衰廢、言語道断ニ候、然を現住師孝を存候ハ、芸国長老前兆を相改候様内々ニ而時々加異見、若不用之則者誘法類致教訓、是亦承引於無之者早速当齋江願出可請指揮処ニ、其通ニ差置候故、頃日者別而流言喧敷候段々、其通ニ拾置候者竜秀院顛顛者勿論、当齋領下之掟障ニ可成所業、畢竟隠居之悪作者現住之罪科難遁候、依之急度宗門之可所嚴科ニ候得共、今宥免閉門申付候間堅此旨可相守、隠居芸国事は又堅可令蟄居旨急度可被申渡者也、

一宝珠庵儀、堂塔新造者御停止之処無其断地蔵堂建立、是又御制法相破候罪科難遁候間、二十日之逼塞急度可相守者也、

享保四亥十二月廿二日 可睡齋(印)

有玉村

竜秀院(印)

同隠居

芸国

「竜秀院隠居芸国不埒取締方申渡」(裏書)

〔史料7〕可睡齋史料集編纂委員会編『可睡齋史料集 僧録司記録1』1998年、思文閣小末寺掟書

一二祖三仏忌、本寺ニ聚会して可勤之事、

附り、三時之勤行万靈回向無懈怠可為可嘯事、

一檀家葬礼之時、続松并下火之法語唱へからず、念誦之僧格別ニ不可在、墓移・石塔移、

鼓・鉦等之法器、或ハ幕打候儀かたく禁止之事、

一入仏・安座・点眼并塔婆を書、牌名之位階不可許事、

一山居僧之衣彩者、浅黄一色許容之、但し、二祖三仏忌・檀家諷經之外不可着用之、

附、山居僧たりといふとも、一切知識分上之行事、堅不可勤之事、

一常住之田産・檀家之送供・僧俗多少之分限を考、日用之經營寺産相応ニ可取計、附、万般不好花麗守質素、行履可為如法事、

一住持新製之衣服法服ハ、不可過絹紬、山居之僧たりといふとも、紗綾・縮緬・巻物類之法服、堅禁止之事、

附、常用之衣服者、古来のことく可為木綿麁布事、

一殿堂小破之時可修理事、

附り、常々仏前寺中無懈怠可致掃除事、(中略)

一近年於寺内、蹴鞠或は揚弓・錢臺之会之由、仏閣精舎を遊宴之戯場とする事、法外之至也、向後賭之遊芸・諸勝負堅停止之、其本寺ハ時々ニ懇検して、急度吟味可被致候、若脇より於相聞ハ、本寺可為同罪事、(中略)

一一寺之相統者檀越・外護之力ニ頼る、日用如法ニ勤行して不妨檀越之信心、師檀專可和合事、

一山林竹木猥ニ不可伐荒、并有来祠堂金修覆等、不可紛失事、

一諸末寺不可違背本寺之指揮、附、平日同門之参会、和合して、可為応勤如法事、(中略)

寛保元辛酉

可睡齋

十二月

大梁判

〔注〕

1) いずれも『可睡齋史料集第1巻 寺誌史料』に収録されている。最後に挙げた「可睡齋御由緒口訣室中秘録之分」はその記述が家康の幼少期から始まり、話の流れが物語めいている。そのため史料の信憑性が疑われている。そのため史料の信憑性が疑われているものの、可睡齋の名前の由来となった家康の言葉を示しているのはこの史料であり、一定の留意点があることを念頭におきながら参考にした。

2) 延享、天保に作成された末寺の書き上げをみると、末寺の住持のほとんどが真巖派であったことがわかる(表1参照)。なお、表の作成には「可睡齋配下寺院本末牒」(『可

睡齋史料集 寺誌史料』)を使用した。

3) 僧録司は五山系寺院の人事関係などの役職を差配、その他に行政を担当する仕事であった。五山を総括するようなもので絶海中津より鹿苑院主がその役職に就いた。

4) 平僧寺(曹洞宗寺院の中、最下位にある小院をいう。もと宗制によって、寺院階級を格地・法地・平僧地に分け、堂や庵などの小院を平僧地と呼んだ。未嗣法の男僧や嗣法資格をもたなかった尼僧などが住した)を含む。

【参考文献】

坂井達朗 1989 「可睡齋略史并史料略説」『可睡齋史料集 寺誌史料』可睡齋史料集編纂委員会編、思文閣、3 - 13 頁
 鈴木泰山 1993 『曹洞宗の地方的展開』思文閣、172 - 204 頁
 玉村竹二 1988 『日本禅宗史研究上』思文閣、197 - 243 頁

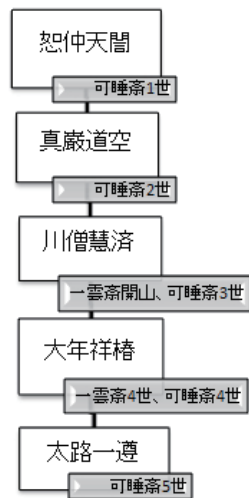


図1 可睡齋法系図(開山から5世)
 (『可睡齋史料集第1巻』所収の各由来譜に基づき作成)

番号	寺院名	所在	末寺数	法系
1	永源寺	遠江国佐野郡各和村	7	大年派
2	長松院	遠江国佐野郡奥野村	7	石臼派
3	大覚寺	遠江国榛原郡金谷町	3	真巖派
4	春林院	遠江国佐野郡原谷村	9	真巖派
5	竜秀院	遠江国長上郡有玉村	28	真巖派
6	宗安寺	遠江国長上郡市野村	22	真巖派
7	正泉寺	遠江国引佐郡神宮寺村	6	真巖派
8	一雲寺	遠江国豊田郡野部村	12	真巖派
9	積雲院	遠江国豊田郡友長村	8	真巖派
10	清光寺	三河国八名郡下吉田村	11	真巖派
11	新豊院	遠江国豊田郡向笠村	8	真巖派
12	連城寺	遠江国山名郡新貝村	2	真巖派
13	大宝寺	遠江国豊田郡赤蛇村	6	真巖派
14	高雲寺	遠江国周知郡谷崎村	7	真巖派
15	勝楽寺	三河国設楽郡川路村	2	真巖派
16	大円寺	遠江国豊田郡賀茂村	8	真巖派
17	竜泉寺	遠江国豊田郡赤佐郷雲岩寺村	20	真巖派
18	秋葉寺	遠江国周知郡大居村	11	真巖派
19	十輪寺	遠江国山名郡於保郷	10	真巖派
20	学園寺	遠江国山名郡高嶺村	10	真巖派
21	大生寺	遠江国山名郡宇奈村	2	真巖派
22	栄林寺	遠江国山名郡二俣村	5	真巖派
23	観勝寺	遠江国榛原郡横岡村	5	真巖派
24	永源寺	遠江国豊田郡瀬尻村	1	真巖派
25	円光寺	遠江国豊田郡浦川村	6	真巖派
26	妙法寺	遠江国豊田郡池田村	2	真巖派
27	竜江院	駿河国志太郡岸村	3	真巖派
28	定光寺	遠江国豊田郡前野村	4	真巖派
29	光明寺	遠江国豊田郡山東村	4	真巖派
30	極楽寺	遠江国豊田郡米蔵村	2	真巖派
31	宝珠院	遠江国豊田郡横山村	-	真巖派
32	清源寺	駿河国安部郡坂本村	-	真巖派
33	誓渡院	遠江国豊田郡池田村	1	真巖派
34	成金寺	遠江国敷知郡瓜内村	-	真巖派
35	櫻珊寺	遠江国敷知郡瓜内村	-	真巖派
36	全生寺	遠江国周知郡栗倉村	2	可睡齋臨居所
37	榮泉寺	遠江国山名郡新池村	-	平僧寺
38	全法寺	遠江国山名郡新池村	-	平僧寺
39	満福寺	遠江国山名郡彦島村	-	平僧寺
40	福寿庵	遠江国山名郡彦島村	-	平僧寺
41	松蔵寺	遠江国山名郡松袋井村	-	平僧寺
42	心宗院	遠江国山名郡上諸井村	-	平僧寺
43	長昌寺	遠江国山名郡下諸井村	-	平僧寺
44	観福寺	遠江国山名郡袋井町	-	平僧寺
45	大遠寺	遠江国周知郡上久野村	-	平僧寺
46	門永寺	遠江国周知郡中久野村	-	平僧寺
47	久昌寺	遠江国周知郡下久野村	-	平僧寺
48	新福寺	遠江国周知郡久津部村	-	平僧寺
49	遊林寺	遠江国周知郡久津部村	-	平僧寺
50	養福寺	遠江国周知郡北原川村	-	平僧寺
51	積名寺	遠江国周知郡北原川村	-	平僧寺
52	万徳寺	遠江国周知郡菅ヶ谷村	-	平僧寺
53	勝名寺	遠江国山名郡貴名村	-	平僧寺
54	西光寺	遠江国山名郡貴名村	-	平僧寺
55	無量寺	遠江国山名郡下貴名村	-	平僧寺
56	正覚寺	遠江国山名郡石野村	-	平僧寺
57	明香寺	遠江国山名郡石野村	-	平僧寺
58	菩提寺	遠江国山名郡石野村	-	平僧寺
59	寿徳庵	遠江国山名郡石野村	-	平僧寺
60	案法寺	遠江国山名郡宝野新田	-	平僧寺
61	正法寺	遠江国周知郡下末本村	-	平僧寺
62	宗石寺	遠江国周知郡東別所村	-	平僧寺
63	心叟寺	遠江国周知郡上末本村	-	平僧寺
64	金鏡寺	遠江国周知郡村松村	-	平僧寺
65	松吟庵	遠江国周知郡一色村	-	平僧寺
66	永沢寺	遠江国周知郡三沢郷	-	平僧寺
67	伝声庵	遠江国周知郡三沢郷	-	平僧寺
68	玄泉庵	遠江国周知郡馬ヶ谷村	-	平僧寺
69	東光寺	遠江国周知郡馬ヶ谷村	-	平僧寺
70	梅庵寺	遠江国周知郡宇苅中村	-	平僧寺
71	香勝庵	遠江国周知郡大日村	-	平僧寺
72	極楽寺	遠江国周知郡宇苅谷下村	-	平僧寺
73	南昌寺	遠江国周知郡下山梨村	-	平僧寺
74	用福寺	遠江国周知郡上山梨村	-	平僧寺
75	福正寺	遠江国豊田郡沖山梨村	-	平僧寺
76	高雲庵	遠江国豊田郡深見村	-	平僧寺
77	長泉寺	遠江国豊田郡深見村	-	平僧寺
78	常楽寺	遠江国豊田郡太田村	-	平僧寺
79	長巖寺	遠江国周知郡別所村	-	平僧寺
80	法願寺	遠江国周知郡平宇村	-	平僧寺
81	成道寺	遠江国周知郡下山梨村	-	平僧寺
82	祥雲寺	遠江国周知郡下山梨村	-	平僧寺
83	大徳寺	遠江国榛原郡井口村	-	平僧寺
84	泉龍寺	三河国設楽郡櫻谷下村	-	平僧寺
85	清雲寺	駿河国安部郡赤沢村	-	平僧寺
86	増雲寺	駿河国安部郡層屋渡村	-	平僧寺
87	東泉寺	駿河国安部郡小島村	-	平僧寺
88	淵龍寺	駿河国安部郡鐘穴村	-	平僧寺

表1 可睡齋末寺一覧

4. 袋井市における近代文化財の保護と活用—常林寺と可睡斎を中心に

はじめに

平成27年(2015)9月4日(金)から6日(日)にかけて行われた文化遺産フィールド研修のうち、静岡県袋井市に滞在しての調査は、本報告書で別に八重樫氏と益田氏が報告している可睡斎(4日)に加えて、梅田山常林寺でもおこなわれた(5日10時~11時)。梅田山常林寺(写真1)は、袋井市梅山にある曹洞宗の小さな寺院で、ここにある浅羽佐喜太郎記念碑は袋井市の指定文化財に登録されている。

本稿では、この常林寺での調査について記すとともに、可睡斎をも含めた静岡県袋井市全体における文化財の保護と活用について考察していきたい。今回の袋井市での調査について、可睡斎・活人剣碑・護国塔に関しては、すでに別稿で井上氏・八重樫氏・益田氏がそれぞれ報告している。本稿はこれらの原稿には入れられなかった点についても補足しながら、袋井市の活動を包括的に考えるものである。常林寺の浅羽佐喜太郎記念碑に関する取り組みを取り上げ、可睡斎と比較・総合して考えることで、袋井市の直面している問題がより明確になるだろう。

そこで具体的には、まず常林寺での聞き取り調査について第1項でまとめる。可睡斎と常林寺は同じ曹洞宗の寺院ながら規模として大小が違うのはもちろん、そこに存在する文化財がもつ性質が両者とも国際交流と国家同士の友好を図るものであるにもかかわら



写真1 調査の様子 常林寺入り口にて

ず、対照的といってよいほど異なっている。このことは、今後の文化財の活用についても大きく関わってくるので、第2項で特に比較検討したい。その上で、第3項において、研修でわかった袋井市における文化財保護の特徴や、研修中の討論で参加者から出された意見を踏まえて、袋井市全体の文化財活用について考える。

1 梅田山常林寺での聞き取り調査

(1) 浅羽佐喜太郎記念碑の由来

常林寺に浅羽佐喜太郎記念碑を建てるため尽力したのは、ベトナム独立運動の指導者の1人、ファン・ボイ・チャウ(潘佩珠)である。

フランス植民地下のベトナムにおいて、ファンは明治37年(1904)にフエでクオンデ侯を会主としてフランス打滅をめざす維新会を組織し、翌年にベトナム独立への援助を求め日本に渡る。日本では清朝の変法運動挫折で亡命していた梁啓超などと接触、また在野の日本人政治家と会うなどしたファンは、彼らから人材育成の重要性を説かれて考えを改め、ベトナム青年に日本留学を呼びかけた。明治39年にクオンデが渡日したのをはじめ、二年間で在日留学生は200人を超える。これを東遊運動という。しかし、明治40年に日仏協約が結ばれると、フランスは反仏ベトナム人留学生の取り締まりを日本政府に要求、明治42年を境にベトナムに帰国する者や中国に亡命する者が相次ぎ、まもなく東遊運動は崩壊した。ファンは中国の革命運動に新たな期待をかけ、香港に活動拠点を移すことにし、日本を後にした。日本で一般的に知られているのはこのような概要であろう。

ファンは日本で活動する中で浅羽佐喜太郎のことを知る¹⁾。明治41年10月に日本政府がファンらに組織解散命令を出し運動の継続が不可能になると、ファンは活動の事後処理や留学生の帰国費用集めに奔走した。しかし、資金が足りず、やむなく佐喜太郎に援助を乞うたところ、佐喜太郎は1700円という大金(当時の東浅羽小学校校長の月給は18円)を快く渡し、さらに日本の警察に追われるベトナム人留学生を何人もかくまって家族ぐるみで世話をした。明治42年3月、日本

政府から国外退去を命じられたファンは、佐喜太郎のもとを訪ねて別れを告げる。

その後、ファンは東南アジア・中国など各地を転々としながら、明治44年には維新会を「越南光復会」に改めて活動を続け、獄中生活も味わった。その間、明治43年に佐喜太郎は病により43歳の若さでこの世を去っていた。

各地で活動しつつ再度日本を訪れたファンは、亡くなった佐喜太郎の恩に報いるため墓前に感謝の石碑を建てようと大正6年(1917)5月から翌7年早春ごろに袋井を訪ねた²⁾。しかし、石碑を建立するにはファンの手持ち資金だけでは足りなかった。そこで東浅羽村の岡本節太郎村長に相談したところ、村長は大いに感激して協力を申し出た。結果、ファンが石材と石工の手間賃を負担、村が石材の運搬や建設の費用を出費し、「報恩の記念碑」が大正7年3月に完成、佐喜太郎の菩提寺である梅田の常林寺境内に建てられた。高さ2.7メートル横幅0.87メートルの碑には東方向に向いた表面(写真2)に漢文で、「予等國難を以て扶桑に奔ぐ。公其の志を哀み、困を拯いて、酬いる所を冀わず。蓋し古の奇侠なり。嗚呼、今竟に公無し矣。蒼茫たる天海、俯仰するも誰にか訴えんや。爰に感ずる所を石に泐す。銘じて曰く、豪空古今、義は中外に亘る。公施すに天を以てし、我受くるは海を以てす。我が志は未だ成らざるも、公は我を待たず。悠悠たる此の心、其れ億萬載なり。戊午春。」と「越南光復会同人」の名で佐喜太郎への思いが綴られており、裏面には「賛成員」として村長らの名が刻まれている。

現地調査では碑の脇にある浅羽家の墓も紹介していただいた。浅羽家は代々浅羽八幡宮の神官であり、地域の実力者だったという。明治維新の際に遠江の神主が結束して遠州報国隊を組織し、浅羽佐喜太郎の父・義樹もこれに参加して江戸に向かった。その後義樹はそのまま東京で軍人になり、浅羽家の墓も義樹が作ったという³⁾。義樹は軍を辞めてからも東京に残り、芝銀行の専務もしていた。こうした生まれた家庭にあったので、佐喜太郎も帝国大学医科大学(現在の東大医学部)を卒業、当時の医者一流コースであるドイツ



写真2 浅羽佐喜太郎記念碑・表面(受贈写真)

留学を目指していた。しかし、胸を病んでいたため結局ドイツ留学をあきらめて、小田原に浅羽病院を開設する。地方病院にも関わらず大病院で医者が4人おり、そこでベトナム人も匿っていただろうといわれているそうである。

調査に際して安間氏も述べていたように、記念碑については写真と言い伝えが残されているだけで、残された情報から復元されたものである。したがってファンと佐喜太郎の逸話は諸説あるものの、佐喜太郎の恩義に答えたいと記念碑を建てたファンの思いと協力した村人の思いが確かに存在していたことは、碑の存在によって揺るがぬものとして伝えられることとなった。

(2) 浅羽ベトナム会の活動

その後時を経て、浅羽佐喜太郎記念碑は人々の記憶から薄れていき、忘れられた存在となっていた。それが碑の完成から85年たった平成15年、再び脚光を浴びることになる。この年の4月、旧浅羽町の地域4団体により浅羽佐喜太郎記念碑記念事業実行委員会が結成され⁴⁾、7月には常林寺で記念碑建立85周年記念式と浅羽ベトナム友好85周年記念式が行われた。式には230名を超える

人々が出席した。この記念事業実行委員会の有志によって、平成 17 年に浅羽ベトナム会が結成される。

活動内容については、物を通じた事業として、冊子の発行・拓本の寄贈・友好の碑を建てるなどの取り組みをこれまでにこなっている。冊子の発行は平成 15 年・平成 20 年・平成 22 年とこなっており、平成 22 年のものはベトナムでの発行である⁵⁾。拓本の寄贈に関しては、教育委員会の協力も得て碑の拓本を採り、平成 22 年にベトナムのフエ市とゲアン省のナムダン県にある二つのファン・ボイ・チャウ記念館へ寄贈している。また平成 25 年には、フエ市の記念館にあったファンの銅像が同市内中心部の公園へ移動したのにあわせて、ファンが浅羽佐喜太郎記念碑の前で写っている写真が入った記念碑を贈り⁶⁾、人々の目にとまるようにした。このような事業に関係して、会のメンバーは何度かベトナム現地を訪れてもいる。

民間の交流活動としては、平成 18 年に地域のベトナム人留学生 10 人を秋祭りに招待し、平成 21 年以降は毎年静岡大学などに留学しているベトナム人学生の短期ホームステイ事業を行っている。また、平成 25 年の日越国交樹立 40 周年友好テーマに「浅羽佐喜太郎記念碑の歴史」が選ばれた際にはテレビ番組制作に協力するなど、国内外問わずメディア関係者の取材も受け入れている。

平成 27 年は東遊運動 110 年であり、筆者たちが研修に行く直前の 8 月 30 日に、ドキュメンタリーの上映や交流会・講演会などの催しを 1 日かけて行っていた。

なお、こうした浅羽ベトナム会の活動は、平成 20 年度から 22 年度にかけて袋井市協働まちづくり事業の助成を受けるなどしており、平成 27 年度もその採択を受けて活動している。

調査に際して現地を案内して下さった安間幸甫氏（浅羽ベトナム会代表）によると、記念碑に注目するきっかけとなったのは、平成 11・12 年頃のことだという。『浅羽町通史』⁷⁾が作成された際、碑が文化財に登録されたことから、郷土史研究の市民グループで半年ほど勉強材料として取り上げたことが始まりだった。勉強を進めるうち、『ファン・ボ

イ・チャウ伝』⁸⁾の存在を知り、さらに広く碑の存在を知ってもらいたいと感じ、そのためには浅羽や袋井の中でやってもそれ以上の関心にはならないので、ベトナムに直接行ってベトナム歴史学会会長に直談判をおこなった、という。ベトナム歴史学会会長ファン・ヘイ・ベイ氏が応援してくれたことは、国をまたいで会の活動にとって大きかったという。

また平成 19 年には、ベトナム人留学生（ファン・ディン・アン・コア氏⁹⁾）が浅羽ベトナム会の協力を得てドキュメンタリー「ファン・ボイ・チャウが見た二つの日本」を作成、多くの人々に見てもらうことができたという¹⁰⁾。結果、ハノイに駐在する日本大使も推薦してくれ、駐日ベトナム大使も皆知っていて、赴任すると浅羽佐喜太郎記念碑を訪問する¹¹⁾とのことである。浅羽ベトナム会の活動が、ベトナム人留学生とのはじめはおそらく個人的な要素の強かった結びつきから輪を広げていき、国家的な規模に発展していった経緯がうかがわれる。

安間氏は会の活動について、誰もが利用できるように文化のインフラを行うことで、友好の拠点・話のきっかけとして記念碑を利用してもらおうことが狙いだ、という。今年 8 月末のイベントに際する電報では、ベトナム大使から「切実な展開」（実利があるような次のステップ）を切望すると求められたものの、30 人くらいで活動し歴史を紹介する団体であるので、そういったことができるような団体ではないともいう。

そのため、今後の活動に関しては、記念碑建立 100 年の平成 30 年にはベトナムからも人を招きたいと考えてはいるものの、今年の行事でもスタッフが足りずに寄せ集めてようやくできたほどで、袋井市の事情で資金調達についても過去の活動含め常々苦勞しており、この関連行事を浅羽ベトナム会が主催するのは難しいとのことだった。浅羽ベトナム会としてできることは限られているので、会の活動を受けて碑のことを知った人たちがそれぞれが応用して欲しいという¹²⁾。

2 活人剣碑と浅羽佐喜太郎記念碑の相違

第 1 項で述べたような常林寺の浅羽佐喜

太郎記念碑は、井上氏・八重樫氏・益田氏が本報告書の別稿で述べているような可睡斎の状況とはかなり異なっている。同じ曹洞宗の寺院であっても、常林寺は浅羽家の菩提寺であるという程度で、地元一般家庭の墓がともに並んでいる小さな寺院である。様々な信仰が集まり、建物の所々に徳川家の紋が入っているような可睡斎とはその規模が全く異なる。

また、可睡斎の活人剣碑と常林寺の浅羽佐喜太郎記念碑は両者とも日本と他国との友好を象徴する文化財であるものの、それに応える外国側の国としての姿勢は対照的である。つまり、李鴻章が関わる活人剣碑は中国、ファン・ボイ・チャウが関わる浅羽佐喜太郎記念碑はベトナム、それぞれの国と現在の日本との関係を見れば明らかのように、「反日」を掲げる中国、「親日」のベトナム、という状況に対応するということである。このことは李とファンがそれぞれの国でどのように評価されてきたかということとも関わっており、李が売国奴として長く否定的な評価を受けてきたのに対し、ファンは革命家として高く評価されてきた。

李に対する否定的な評価は、元を正せば梁啓超の評¹³⁾にまで遡ることができる。梁が「李の生涯＝中国の半植民地化の過程」として捉え、さらにその後革命を賛美する共産党史観もあって、中国では清末の歴史は乗り越えるべき負の歴史として否定的に捉えられた。

このようなことから、日本においても李鴻章の評価に関しては1980年代前半まで「政治家としてのその生涯はまさに中国の半植民地化過程を体現したもの」(小野1962; 205～206頁)というような極めて否定的な評価であり、1980年代後半に入ってから、清末中国を「近代」的再編過程とした上で李鴻章の政策を「伝統に新たな意味を付与し、これを積極的に利用していった」ものとする茂木(1987)に見られるように、肯定的に評価されるようになっていく。さらに近年のものになってくると陳(2007)などがあり、李鴻章をこの時期の政治外交を左右した人物として重要視し、その対外思想に言及するといったものも出てくる。ここ5年以内であれば、岡本(2011)が李の生涯を通じて李

の生きた時代と社会を描き出しており、ここに来てようやく李を取り巻いていた中国社会のあり方を客観的に捉えた上でその生涯が位置づけられる、ということがなされるようになったといえる。

これに対し、ファンの評価はベトナムにおいても日本においても高い。例えば「独立(1945年)以後のヴェトナムにおいて、潘佩珠は、フランス植民地主義の駆逐を主眼とする戦闘的愛国主義を鼓吹した、独立運動の大先覚者として、きわめて高い評価を与えられてきた」(潘1966; 224頁)とあるのが代表的であろう。また、ダオ(2014)によると、ファンが東遊運動を通じて民族主義・近代思想を固めたというような1960年代の日本の研究にはじまり、1970年代・80年代とファンの活動を中心に東遊運動の研究が深められたという。東遊運動の研究自体は1990年代頃からベトナム人留学生に着目する研究が行われるようになってきているものの、21世紀に入るまで長くファンの活動に注目してなされてきている。ここからもファンの評価がいかに高く、そのことが研究にかなりの影響を与えてきたことがうかがわれよう。

また、安間氏によると、ファンボイチャウ記念館は最近立派になってきて、碑の存在もベトナムに知られるようになってきているという。さらに、第1項(2)で述べたように、ベトナム大使が赴任すると碑を訪問することからも、ファンの評価の高さとその影響力がわかる。ベトナムは世界一の親日国とも言われ、留学生は中国人に次ぐ多さで2万人を数える。対して留学生の多さで勝る中国では、政府の要人が清末の政治家を持ち上げるということはまず考えられず、大使が碑を訪問するというようなことは活人剣碑ではありえないだろう。

このように、二つの碑の背景にある相手国の姿勢は対照的ともいえる。文化財によって国家間の友好を打ち出そうとする場合には、遺物の由来に関わる歴史的人物の評価がいかなる変遷を経ているのか、つまりどのようなフィルターがかかっているのかをおさえた上で、認識・理解には温度差があることをわきまえておく必要がある。単に文化財を保護・

活用するといっても、遺物の今昔あわせた背景までも含めて実態を捉え継承していくべきであり、国際交流・友好を打ち出すことが一方的な理解や押しつけに終わるものであってはならない。

3 袋井市の文化財活用を取り巻く状況

第2項で述べたように、活人剣碑と浅羽佐喜太郎記念碑は、文化財そのものがもつ背景には相違がある。しかし、その保存と活用に目を向けると共通性が高く、袋井市の文化財の活用に関する特徴も見えてくる。

八重樫氏の報告ですでに触れたように、研修初日の15時半ごろから可睡斎の会議室で兼子春治氏（袋井市議会議員）に袋井市の文化財について包括的に話をうかがうことができた。その際、護国塔・活人剣碑・浅羽佐喜太郎記念碑も含め、袋井市には源朝長の墓や日本一大きな栄西禅師尊像があること、書道界初の芸術院賞受賞者である川村驥山の生誕地で墓も存在することなど、「全国に誇りうる歴史的地域資源」として10の例を挙げてご説明いただいた。全体的には、お話いただいたものは墓・碑文・書に関連するようなものが多い、という印象であった。もちろん、袋井市にあるのはこれら兼子氏から説明のあった10の歴史的地域資源だけではない。市内に存在する指定文化財を挙げれば、重要文化財6件・県指定文化財16件・指定文化財61件、合計83件が存在する¹⁴⁾。

地図を見ると、袋井市は南北に長く、その中心にJR袋井駅があって東西に線路が走って南北を分かちような形をしている。現在の袋井市は平成17年4月に旧袋井市と旧磐田郡浅羽町が合併したもので、ちょうどJR袋井駅の南側が併合されてきた格好になる。指定文化財の分布からみると南北偏らずに分布しており、例えば調査を行った可睡斎（護国塔・活人剣碑）と常林寺（浅羽佐喜太郎記念碑）は、袋井駅を挟んでちょうど南北対称に位置している。研修では初日に宿泊した可睡斎から翌日午前中に見学の常林寺まで市のご厚意によって貸し切りバスで移動を行えたためスムーズに移動することができたものの、移動距離としては車で30分程度もかかる距離である。こうした形状の市内に、

まさにまんべんなく文化財が分布していることは、同市の特徴として注意すべき点であろう。

このように点在する文化財に対して、それを保護・活用するための組織・人的資源がどのような構造をしているかといえば、端的には地域コミュニティのボランティアで行われているといえる。

可睡斎の二つの文化財、護国塔と活人剣碑にスポットを当ててまちおこし事業を主導してきた「袋井まちそだての会」と、浅羽佐喜太郎記念碑の歴史を広く伝える活動を行う「浅羽ベトナム会」は、どちらも特に団塊世代を中心とした人々が、地域コミュニティから行っている草の根運動である。それぞれの会の人数は30名程度の規模であり、彼らがほぼボランティアのような形で活動を行っている。こうした小規模団体は、先に述べた兼子氏のお話からすると、「袋井まちそだての会」・「浅羽ベトナム会」以外にも、その他の文化財・歴史的地域資源に関わっていくつか地域づくりグループが存在するようであった¹⁵⁾。今回の研修では文化財が中心の調査で、袋井市全域にわたってまちおこし活動についての全容を調査できたわけではなかった。しかし、文化財に関わる取り組みに限らず、歴史的資源を生かしたまちおこしのための取り組みが、様々な市民グループによって市内のあちこちで行われているということは確かなようだ。

小規模な民間組織が町内の寄り合いのような私的繋がりを生かして積極的に活動をおこなっているということは、住民が地域独自の力を生かしながら主体的に町おこしをしているという点で、地方分権の進みつつある昨今において、これからのまちづくりの先駆的な事例であろう。

ただし、住民たちの自主的な活動から始まっているが故の問題点も抱えている。これは、先に述べた袋井市の地理的特徴、すなわち旧袋井市と旧磐田郡浅羽町が合併して現袋井市ができていくこととも関わる。

そもそも浅羽ベトナム会の構成員が旧浅羽町の主体から構成されているということは、すでに述べた通りである。浅羽ベトナム会が組織されるのと時を同じくして新袋井市が誕

生しているの、あるいは浅羽ベトナム会自体が旧浅羽町という単位を残した形の組織になっているという可能性もある。調査中には、例えば、袋井まちそだての会と浅羽ベトナム会が共同して活動を行っているなどといった話はついで聞かないままであった。一部のメンバーは兼任している者もいるようである¹⁶⁾ので、交流がないわけではないと考えられる。また今回の調査が組まれたいきさつを考慮すれば、ある程度情報交換もなされているはずである。しかし、袋井駅を境に南北で異なる地域のまとまりが厳然と存在し、それが地域住民が主体となって活動しているという特徴ゆえにより表出しているとすれば、文化財の保護や活用を仮に市全体のまとまりでやっつけようとしても難しく、地域の実態と合致しないことになる。文化財や歴史的資源が市内に点在し、それぞれの保護や活用・まちおこしが住民独自のまとまりで行われていることは、逆にそれぞれの連携という意味においては困難な状況にあるといえよう。

ところで、先に活動を行っているのは特に団塊世代を中心とした人々だと述べた。若い世代は、文化財の保護や活用に興味を持たないのだろうか。

安間氏によると、教育面では小学校の社会科で浅羽佐喜太郎記念碑を紹介したり、「袋井の偉人」として本やパンフレットで取り上げたりされるということもあるそうだ¹⁷⁾。また、第1項(2)でも述べたように、毎年ベトナム人留学生のホームステイが行われており、浅羽ベトナム会とは関係なく、企業の技術研修生などがベトナムから訪れる機会も多いという。ホームステイから特別に執着を持ってくれる人もいないわけではない。しかし、留学生全般としては、関心を持ってもらえることはなかなかないそうである。

袋井市のホームページで小中学校通学区域一覧を確認すると、こちらも当然、旧袋井市・旧浅羽町の区切りで分けられているようである。さらに、高校にまで目を向けると、袋井市内には二つの高校しかないことがわかる。厳密に確かめたわけではないので断言できないが、市内で育った子供たちが高校で市外に出ることが多いとなると、地元地域や市への愛着というのは持ちにくい可能性もあり、世

代間で文化財や歴史的資源に対する意識の差も出てくるだろう。ただし、逆に一度外に出ることで地元のよさに気づき、愛着がわくということもある。例えば筆者は、李鴻章と佐藤進の活人剣のやりとりが行われた山口県下関市出身であるにも関わらず、大学で他県に行くまで地元の春帆楼や日清講和記念館を訪れたことがなかった。大学で学ぶうちに、良くも悪くも故郷がいかにか自分の意識に対して大きな影響を与えていたのかに気づかされた。一旦外に出て行って戻って来た住民がいかにか地域の活動に巻き込んでいけるか、ということも重要であるように思われる。

おわりに

本稿はそもそも「袋井市」という区切りでの考察を行ってきた。しかし、市という単位で文化財の保護・活用及び「まちおこし」を考えることが果たしてよいのかという点については一考を要する。

調査を進めるなかで、袋井市の人々にとって「まち」は確かに「袋井市」でもあろうが、それぞれの人々が住んでいる「地区」により近いのではないかという印象も受けた。そのことは、端的には第3項で述べたように市全体での連携というよりは住民独自のまとまりで活動がおこなわれているという点に表れている。とはいえ、昭和30年(1955)の旧浅羽町の成立に際して、上浅羽村・西浅羽村・東浅羽村・幸浦村の浅羽四カ村のうち、上浅羽村の浅羽・諸井地区の住民は袋井町と密接な関係にあったため、そちらとの合併が至当として要望書を提出、四カ村の合併をあくまで暫定処置としてなるべく早い時期に袋井町と合併するよう訴えたという(浅羽町史編纂委員会2000;1034頁)ので、平成になってから旧浅羽町が袋井市に合併される際、もともと抵抗感があったというようなことは考えにくい。市としてのまとまりが意識の中にならなければいけないもの、おそらく市が積極的にまとまりを作っていくような行動に出ているわけでもないため、活動をおこなう単位としてはなにかと旧単位の町や地区として動くという結果にならざるを得ない、というのが実態なのであろう。

このように、住民主体の文化財保護・活用

及びまちおこしには、住民からはじまった活動であるがゆえに市や県・国などの組織がどのように関わるべきかという課題がある。袋井市の今後の動向はそうした意味でも注視したい。

同時に、文化財の保護にあたっては保全と活用のバランスをどのような比重でおこなっていくのかという問題がある。保全と活用にあたっては、たとえば第2項で述べたような文化財そのものもつ背景を十分に踏まえた上で、文化財に関する知識の継承がきちんとおこなわれるような保存・活用活動なのかどうかを常に意識する必要がある、また、まちおこしに利用するとしてもどういった人々をターゲットにしてどのように売り出すのか、現状の把握とそれを生かす計画作成が必要となろう。

袋井市は旧行政区画に関係なく地域住民が主体となって活動する市でもある。市民自らが自分たちのまちについて考え、今後どのような結論を出してくれるのかに期待したい。

(荻)

【参考文献・Web】

石井米雄・桜井由躬雄編(1999)『新版世界各国史5 東南アジア史I』山川出版社
内海三八郎著 千島英一・桜井良樹編(1999)『ヴェトナム独立運動家 潘佩珠伝——日本・中国を駆け抜けた革命家の生涯』芙蓉書房出版
潘佩珠著 長岡新次郎・川本邦衛編(1966)『ヴェトナム亡国史他』平凡社
ダオ・チュ・ヴァン(2014)「ベトナム・トンキン(Bac ki)における東遊運動の状況と特徴」『人間社会環境研究』27
浅羽町史編纂委員会(2001)『図説浅羽町史』浅羽町
浅羽町史編纂委員会(2000)『浅羽町史 通史編』浅羽町
「静岡放送・静岡新聞社 SBS 大人の放課後倶楽部 日越交流の業績顕彰／安間幸甫 2004年07月04日」
<http://hokago-club.com/sunreport2004-2/%E6%97%A5%E8%B6%8A%E4%BA%A4%E6%B5%81%E3%81%AE%E6%A5%AD%E7%B>

8%BE%E9%A1%95%E5%BD%B0%EF%BC%8F%E5%AE%89%E9%96%93%E3%80%80%E5%B9%B8%E7%94%AB/

(2015年11月23日最終閲覧)

「日本外務省ホームページ ベトナム社会主義共和国」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>

(2015年11月23日最終閲覧)

梁啓超著・張美慧訳(1987)『李鴻章——清末政治家悲劇の生涯——』久保書店(初出1901)

小野信爾：担当(1962)「李鴻章」『アジア歴史事典』9、平凡社、205～206頁

茂木敏夫(1987)「李鴻章の属国支配観——一八八〇年前後の琉球・朝鮮をめぐる——」『中国—社会と文化』2

陳敏(2007)「清朝末の中国外交と李鴻章」『立命館国際研究』20-1

岡本隆司(2011)『李鴻章——東アジアの近代』岩波新書

「袋井市のホームページ 平成26年度袋井市協働まちづくり事業 採択事業一覧」

<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/5/H26kyodo.pdf>

(2015年11月23日最終閲覧)

「袋井市ホームページ 小中学校通学区域一覧」

http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kosodate_kyoiku/gakko/tsugaku/1425446948946.html

(2015年11月23日最終閲覧)

「静岡県立袋井高等学校ホームページ」

<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/fukuroi-h/home.nsf/IndexFormView?OpenView>

(2015年11月23日最終閲覧)

「静岡県立袋井商業高等学校」

<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/fukuroi-ch/home.nsf/IndexFormView?OpenView>

(2015年11月23日最終閲覧)

註

1) 磐田信用金庫「ベトナム独立の志士を支

えた博愛の医師「浅羽佐喜太郎」パンフレットは、佐喜太郎が街角でグエン・タイ・バツというベトナム人の青年を助けたことが、後のファンと佐喜太郎の出会いにつながるとする。つまり、ファンは日本政府から10日以内の国外退去を命じられた後、限られた滞在日数を割いて密かに漁船に乗り樽に隠れて小田原の港へ入ると、真っ直ぐ浅羽邸へ佐喜太郎に会いに行き、初めて対面したにもかかわらず意気投合したとする。対して、浅羽町史編纂委員会(2000)は浅羽家の伝承として、海岸に漁船が到着し漁樽からファンが出てきて会話が通じなかったため佐喜太郎のもとに連れて行った、といった話を載せている。当時7歳だった佐喜太郎の長女ゆき江が語ったファンに関する逸話も紹介されており、それによるとファンは浅羽家に長く滞在するなど度々出入りしていたようである。これらの説はそれぞれ典拠が曖昧であり、はっきりとしたことはわからない。しかし、浅羽家が外国人に対して理解があり、地域の人々からも尊敬されていたこと、村の人にとってファンの存在は好奇心に見えても、好意的に捉えられていたことは間違いないだろう。なお、現地での調査時に受けた紹介は磐田信用金庫のパンフレットに基づいたものだった。

2) 受贈資料の磐田信用金庫パンフレットでは大正7年に訪れたことになっており、袋井市教育委員会(2010)は大正6年に日本に再入国、大正7年に東浅羽村を訪れて碑を建立したとある。浅羽町史編纂委員会(2000)では大正6年5月とされている(782頁)。同書には、ファンが晩年に自ら書いた『潘佩珠年表』に恩人として佐喜太郎の名が出てくるとも書かれており(浅羽町史編纂委員会2000; 786~789頁)、同頁で紹介されている内海三八郎氏や後藤均平氏の研究によって大正6年5月とされているようである。潘(1966)248頁上段及び306頁年表上段の記述によれば大正6年5月に日本を訪れている。近年出版された著作では田中孜(2010)『日越ドンズーの華——ヴェトナム独立秘史 潘佩珠の東遊(=日本に学ぶ)運動と浅羽佐喜太郎』明成社があるものの、詳細は未確認である。ファン自身の記述(内海1999; 283及び308頁)によれば大正7年

で碑文の字句にも異同がある。こうした叙述の差については稿を改めて論じたい。

3) 安間氏によると、墓は佐喜太郎が亡くなってから造られた可能性もあるということ、造られた時期についてははっきりしない。

4) 受贈資料の浅羽ベトナム会(2014)によると、浅羽佐喜太郎記念碑記念事業実行委員会は、浅羽町文化協会・浅羽町文化財研究会(現浅羽史談会)・浅羽町町おこし協会・旧東浅羽村4自治会から成っている。現袋井市の南方、旧浅羽町の組織から立ち上げられている点は、第3項の論点と合わせて注目すべきである。

5) 平成15年に「ファンボーイチャウと地域が伝える 浅羽佐喜太郎と東遊運動」85周年事業実行委員会発行が350部、平成20年に「ベトナム独立への道 浅羽佐喜太郎記念碑に秘められた東遊運動の歴史」浅羽ベトナム会発行が600部、平成22年に「浅羽佐喜太郎とファンボーイチャウの交流」(ベトナム語版小冊子)浅羽ベトナム会発行が2000部発行されている。

6) 平成22年には浅羽佐喜太郎記念碑の写真を入れた友好の碑をフエ市のファン・ボーイ・チャウ記念館に贈っているの、ファン・ボーイ・チャウ公園の記念碑と合わせると2つの碑が贈られていることになる。受贈資料・磐田信用金庫発行のものを参照。「ファンボーイチャウ来日から110年・日本とベトナムをつなぐ 2015ベトナムデー in 袋井 8月30日(日)10:00~」プログラム・パンフレットによると、平成22年のものは「有志が寄贈」、平成25年のものは「浅羽ベトナム会などにより寄贈」とあるので、一括りに浅羽ベトナム会の活動としてよいかははっきりしない。それぞれの碑の寄贈した側の団体としての性格はやや異なるおそれがある。

7) 聞き取りによると「1999年の『浅羽町通史』」とのことで、郷土史家のシバタ氏によってまとめられたものだという。これはおそらく浅羽町史編纂委員会(2000)『浅羽町史 通史編』のことであろう。「第5編第2章第5節 浅羽佐喜太郎と潘佩珠」(772~791頁)の執筆者は柴田静夫氏である。なお、平成13年出版の『図説浅羽町史』も存在し、『浅羽町史 通史編』を子供向けにまとめた

内容になっている。こちらも該当部分（72～73頁）は柴田静夫氏の執筆による。

8) 聞き取り調査及びWeb表記を参照。内海（1999）のことだと思われる。

9) ファン・ディン・アン・コア氏は1979年生まれのホーチミン市出身で、平成17年（2005）に京都精華大学芸術学部デザイン学科を卒業し、現在はホーチミン市で広告宣伝会社を行っている（広告会社CREASIA PLUSのプロデューサー兼CEO）。「ファン・ボー・チャウが見た二つの日本」は、平成19年東京芸術大学大学院美術研究科の修了作品である。京都精華大学在学中の作品「ドクちゃんのアピール」が毎日広告デザイン賞コンペで優秀賞を受賞している。浅羽ベトナム会の活動が本格的になるのが平成17年であるので、おそらくその年か修士に入ってから会の活動を知って交流が始まったものと思われる。平成27年8月30日のイベントでも講演を行っており、現在も交流が続いている。

10) 浅羽ベトナム会（2014）によると、各種団体会合などで見る会を開催し、平成19年7月からは見る会の全国への拡大も行われたようだ。

11) このところ歴代の大使三人続けての訪問が行われており、安間氏は最近新しく交代した大使も招きたいと述べ、訪問が慣例になることを希望していた。聞き取りでは「大使」とうかがっていたが、受贈資料の浅羽ベトナム会（2014）によると「2008年9月：駐日ベトナム大使・公使が「浅羽佐喜太郎記念碑」に参拝。常林寺本堂で地域住民と交流。」とある。外務省のホームページからは、東京の大使館以外には領事館が大阪・福岡・釧路・名古屋の4カ所に置かれているとわかるので、大使・領事の誤りであろうか。領事については不明だが、いずれにせよ大使が袋井市を訪問していることは間違いない。

12) 現状はこのようなものである。安間氏は例えば、この調査の前日に海外から取材に訪れていたテレビレポーターがうまく伝えてくれることを期待している、調査を行った筆者たちがベトナムに行くことがあれば関連の像や碑を探して欲しい、などとも述べていた。本稿も、こうした浅羽ベトナム会の意向に添って、歴史学の観点から報告を行うも

のである。

13) 日本語のものであれば、梁（1987）を参照。元の著作は中国語で、梁啓超（1901）『李鴻章——中国四十年来大事紀』新民叢報社。

14) 袋井市教育委員会「そこから見える未来 新袋井の文化財」パンフレットを参照。なお、このうち護国塔が県指定文化財、浅羽佐喜太郎記念碑が市指定文化財である。

15) 今回の研修では詳細に調査・検討できなかったが、例えば、兼子氏が会長を務め、川村驥山の顕彰を図る「鳴沢の会」などが挙げられる。鳴沢の会については、顧問も入れて全25人の名前が「驥山展」パンフレットに記載されている。また、「袋井市のホームページ 平成26年度袋井市協働まちづくり事業 採択事業一覧」からは、「日台友好事務局」という団体が台湾に地下ダムなどを造った鳥居信平の顕彰を行っていることなどもわかる。

16) 磐田信用金庫「ベトナム独立の志士を支えた博愛の医師 浅羽佐喜太郎」パンフレット中の写真には、浅羽ベトナム会の会員が写っているものがある。その中に袋井市まちそだての会の寺田氏の姿が見える。

17) ここでいう本とは例えば、浅羽ベトナム会（2014）に「2010年10月：静岡県発行教育用図書「輝く静岡の先人」54人に浅羽佐喜太郎が選ばれる。」とあることなどを指すと考えられる。この図書がどのようなものかは未見のためわからない。ただ、この図書を県が発行している点は見逃せない。県が市に対してどの程度協力的なのかわからないものの、静岡県というくくりの中で活動をおこなう可能性もないわけではないとわかるからである。なお、事業助成に関しても、平成17年（2005）に静岡県文化財団がふじのくに文化交流事業で助成を行っている（浅羽ベトナム会2014；2頁）。